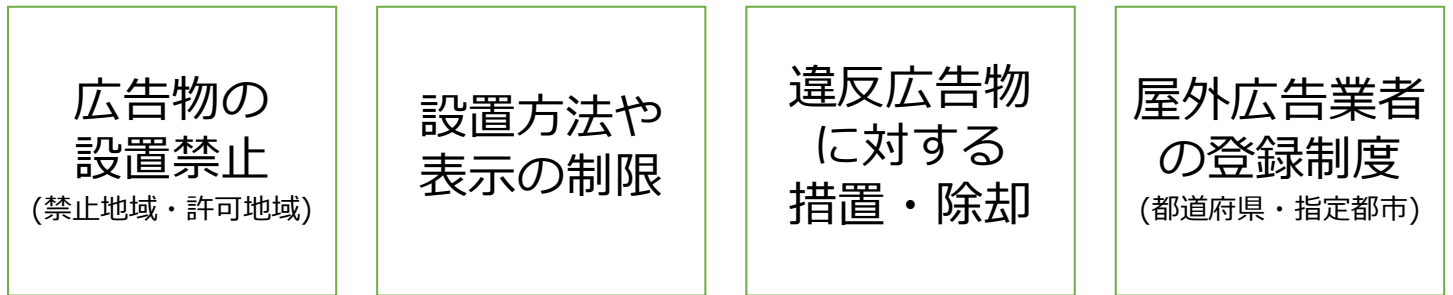


- 目的**
- 1 良好な景観の形成、風致の維持**
 - 2 公衆に対する危害の防止**

この2つの目的を達成するため、屋外広告物・屋外広告業について必要な規制を、都道府県・指定都市・各市（景観行政団体）の条例で定めている。

(規制の例)



県屋外広告物条例の適用市町、許可事務の所管

- 市町により適用条例や事務処理の権限が異なる。
- 県の屋外広告物条例が適用されるのは、独自条例を制定していない市域（12市）及び町域（12町）。なお、市域については各市が許可事務等を行っている。


区 域		屋外広告物許可事務	
		適用条例	事務の所管
市	静岡市、浜松市 【2市】	市条例	市
	独自条例を制定した景観行政団体 【9市】	市条例 (注)	市
	その他の市 【12市】	県条例	
町（郡部） 【12町】		県条例	県 (土木事務所)



白抜き…県条例適用市町

(注) 景観行政団体による独自条例の制定…熱海市、袋井市、三島市、富士宮市、富士市、沼津市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市景観行政団体である市町は、独自の屋外広告物条例を制定することができる。これにより、景観計画と整合したきめ細やかな地域区分の設定、地域の実情にあわせた規制・誘導が可能となる

地域による設置等の規制

区分	規制地域名	特別規制地域	普通規制地域	規制地域外
	規制概要	原則設置は 禁止	原則 許可が必要	許可無く設置可能
	地域特徴	自然景観、良好な沿道景観や住環境を保全する地域	用途地域や活発な都市活動が展開されている地域	左記以外の地域
自家広告物 (自己の店名等を自己の店舗等に表示) 		表示面積が5㎡を超える場合は許可により設置可 (要基準適合)	10㎡又は20㎡を超える場合は許可により設置可 (要基準適合)	
道標・案内図板 (目的地への誘導のため表示) 		原則設置不可 やむを得ない場合*、許可により設置可 (要基準適合)	許可により設置可 (要基準適合)	許可無く設置可
一般広告物 (上記以外の広告物) 		設置不可		

※店舗等が主要な道路に接していないなど

地域による設置等の規制

区分	主な場所等
特別規制地域	有形文化財・記念物周辺、伝統的建造建物群保存地区、第1・2種低層住居専用地域、東名・新東名、道路*、鉄道*、河川・海岸*、等
普通規制地域	用途地域、道路*、鉄道*、河川・海岸*、等

※知事が告示で指定する区域 (道路から○m以内等)



国道473号バイパス 現況

